

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第66号

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則（平成19年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。  (1)～(4) [略] 4 [略]	附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（平成21年12月1日において一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第60号）附則第2項に規定する減額改定対象職員である者（第3号ただし書の規定の適用を受ける職員を除く。）にあつては、当該各号に定める額に100分の98.61を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））をいう。  (1)～(4) [略] 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。